

コネクテッド・インダストリーズ税制の廃止に関するQ&A(1)

No	質 問	回 答
1	今回の税制改正により何が変わるのか。	税制対象となる認定革新的データ産業活用計画が、2020年3月31日までに認定を受けたものに限定されます。
2	既に税制適用計画の認定を受けているが、何か影響はあるのか。	影響はありません。 既に認定を受けた活用計画については、経過措置として、従前どおり2021年3月31日までに取得し事業の用に供した設備について税制適用が受けられます。
3	既に税制適用計画の認定を受けている案件と、これから2020年3月31日までに認定を受ける案件とで取扱いに異なる点はあるか。	異なる点はありません。 No2と同様、経過措置として、従前どおり2021年3月31日までに取得し事業の用に供した設備について税制適用が受けられます。
4	認定申請を検討しているが、今から行うことは可能か。	可能です。 ただし、2020年2月14日までを経過的対応期間として定め、期日までに所要の手続きがなされた案件を受付し、当該計画を優先的に審査・認定します。手続きの詳細は、総務省及び経済産業省のWebサイトに掲載した資料に記載しておりますので、内容をご確認のうえ、早めに手続きを行ってください。
5	所要の手続きとは何を行うのか。	経過的対応期間内に以下の書類を用意し、本社所在地を管轄する総合通信局・経済産業局においてNo6の要件を満たしていることの確認を受けることを言います。 <ul style="list-style-type: none">・申請書（様式第19）・本申請の根拠となる資料・計画概要資料（事業者作成用）・個人情報保護委員会へ協議を行う場合は、個人データデータフロー図（参考資料2） ※個人情報保護委員会へ協議を行う場合は、経済産業省HPに掲載する「個人情報関係記入事項チェックリスト」における全事項のチェックが可能な状態にしてください。

コネクテッド・インダストリーズ税制の廃止に関するQ&A(2)

No	質 問	回 答
6	所要の手続きにおいて満たす必要がある要件とは何か。	以下の3つです。 ①計画の内容が十分に確定し、見積書等の取得設備に関する証憑が整っていること ②認定の条件である情報処理安全確保支援士（中小企業の場合はITコーディネータも可）の確認・署名が滞りなく行われる見込みのあること ③個人情報保護委員会への協議を要する案件については、経済産業省のWebサイトに掲載する「個人情報関係記入事項チェックリスト」に示された項目及び協議に必要な資料や証憑類が準備されていること
7	経過的対応期間中に所要の手続きを行った場合、必ず2020年3月31日までに認定を受けられるのか。	経過的対応期間内に手続きを完了した場合であっても、2020年3月31日までに認定を行うことを保証するものではありません。審査の過程において、申請内容が認定基準を満たさない、申請内容に関する問い合わせや追加の証憑提出などに適切に対応いただけない場合等、2020年3月31日までに認定を行えないことがあります。
8	既に事前相談を始めているが、改めて所要の手続きに基づく申請が必要か。	必要です。 既に事前相談を始めている案件についても上記条件を満たした計画から受付を行いますので、窓口局の指示に従って所要の手続きを行ってください。
9	経過的対応期間中に、所要の手続きに関する要件を満たせなかったが、このまま申請を行うことは可能か。	可能ですが、所要の手続きがなされた案件を優先して審査・認定を行うため、2020年3月31日までに認定を行えない可能性があります。